

青森公立大学大学院学則

第2章 課程、研究科及び専攻

(課程)

平成21年4月1日
規程第3号

改正 平成2・4年 3月規程第3号
改正 平成2・7年 3月規程第1号
改正 平成3・0年 1・2月規程第2号

目次

- 第1章 目的（第1条・第2条）
第2章 課程、研究科及び専攻（第3条・第4条）
第3章 学生定員、標準修業年限及び在学年限並びに長期履修学生（第5条—第7条）

第4章 組織（第8条—第10条）

第5章 字年、学期及び休業日（第11条）

第6章 教育方法、授業科目、単位及び履修方法（第12条—第20条）

第7章 課程の修了要件及び学位の授与（第21条—第24条）

第8章 入学、休学、復学、転学、退学及び除籍（第25条—第37条）

第9章 嘬罰（第38条・第39条）

第10章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生（第40条—第45条）

第11章 授業料等（第46条）

第12章 公開講座（第47条）

第13章 雜則（第48条）

附則

第1章 目的 (目的)

第1条 青森公立大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、経営学と経済学についてのより高度な学際的・総合的な思考力及び専門性を備えた人材の育成を図るとともに、とりわけ社会科学の分野における学術研究の観点機能を備えた広く地域に開かれた大学院として、教育研究成果の還元による地城貢献活動を一層推進し、もつて産業経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本大学院における教育研究水準の向上を図り、もつて本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たつて必要な事項は、別に定める。

第3条 本大学院に博士課程を置く。
2 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 博士課程の前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度な能力を養うこととする。

4 博士課程の後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）は、専門分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に從事するためには必要な高度な研究能力及びその基礎となる基礎を養うことを目的とする。

(研究科及び専攻)

第4条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

経営経済学研究科 経営経済学専攻

第3章 学生定員、標準修業年限及び在学年限並びに長期履修学生
(学生定員)

第5条 学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
経営経済学研究科	経営経済学専攻	博士前期課程	4人	8人

(標準修業年限及び在学年限)

第6条 本大学院の標準修業年限は、博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年とする。

2 学生は、博士前期課程にあつては4年を、博士後期課程にあつては6年を越えて在学することができない。
(長期履修学生)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生は、前条第2項の規定にかかわらず、長期履修学生として承認された期間の2倍の年数まで在学することができる。

第4章 組織

(研究科教査会)

第8条 研究科に、研究科教授会を置く。

- 2 研究科教授会に關し必要な事項は、別に定める。
- (研究科長)
- 第9条 研究科に研究科長を置く。
- 2 研究科長は、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を担当する教授のうちから選考する者をもって充てる。
- 3 研究科長は、研究科教授会の定める方針に基づき、研究科の運営に当たる。
- (教員組織)
- 第10条 授業科目の授業は、本学教員のうちから選考された教授、准教授及び専任教員が担当する。ただし、研究科教授会において必要があると認める場合は、非常勤講師が担当することができる。
- 2 研究指導は、本学の教員のうちから選考された教授及び准教授が担当する。ただし、研究科教授会において必要があると認める場合は、非常勤講師が担当することができる。
- 第5章 学年、学期及び休業日
- (学年、学期及び休業日)
- 第11条 学年、学期及び休業日については、青森公立大学学則（平成21年規程第1号。以下「大学学則」という。）第11条及び第12条の規定を準用する。
- 第6章 教育方法、授業科目、単位及び履修方法
- (教育方法)
- 第12条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導により行うものとする。
- (教育方法の特例)
- 第13条 研究科教授会が教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行なうことができる。
- (授業科目及び単位数)
- 第14条 本学大学院の授業科目及びその単位数は、別に定める。
- (履修方法)
- 第15条 学生は、在学期間に前条の規定により定められた授業科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。
- 2 学生は、履修授業科目の選択及び学位論文の作成に当たっては、当該学生を担当する研究指導教員（第10条第2項の規定により選考された教授及び准教授をいう。）の指導を受けなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、履修方法に申し必要な事項は、別に定める。
- (単位の認定)
- 第16条 授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告（以下「試験等」という。）の成績評価によって行う。
- 2 前項の成績評価に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。
- 3 試験等の種類及び実施方法並びに成績評価の方法及び判定基準については、別に定める。
- (単位の基準)
- 第17条 授業科目の単位の計算方法は、大学学則第17条の規定を準用する。
- (学部の授業科目の履修)
- 第18条 研究科教授会において教育上有益と認めるとときは、学生に本学の学部の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項の規定により、本学の学部の授業科目を履修さるとときは、あらかじめ学部長と協議しなければならない。
- 3 第1項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、研究科教授会において認める場合に限り、研究科において修得したものとみなす。
- (他の大学院における授業科目の履修等)
- 第19条 学長は、教育上有益と認めるとときは、別に定めるところにより、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項の規定により修得した単位は、博士前期課程にあっては10単位を、博士後期課程にあっては4単位を超えない範囲内で、それぞれ本学大学院の博士前期課程又は博士後期課程で修得したものとみなすことができる。
- (大学前の既修得単位の認定)
- 第20条 学長は、教育上有益と認めるとときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院において履修したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、他の大学院から本学大学院への転入学の場合又は履入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、博士前期課程にあっては10単位を、博士後期課程にあっては4単位を超えないものとする。
- 第7章 課程の修了要件
- (博士前期課程の修了要件)
- 第21条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に開催しては、優れた業績を上げた者については、学長が特に認めた場合に限り、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項の場合において、研究科教授会が適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果（以下「研究調査」という。）の審査をもつて修士論文の審査に代えることができる。ただし、この場合における修了所要単位は、34単位以上とする。
- (博士後期課程の修了要件)

第2.2条 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、1.4単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に開催しては、優れた業績を上げた者については、学長が特に認めた場合に限り、1年（修士課程を2年未満の在学期間をもつて修了した者にあっては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、同項ただし書の規定により博士後期課程を修了する者で、当該課程を1年で修了するものに係る修了所要単位は、1.0単位以上とする。

（修士論文及び研究調査の提出等）

第2.3条 修士論文及び研究調査は、在学期間に提出しなければならない。

2 修士論文及び研究調査の審査並びに最終試験は、在学期間に受けなければならぬ。

（学位の授与）

第2.4条 研究科の各課程を修了した者には、博士前期課程にあっては修士（経営経済学）の学位を、博士後期課程にあっては博士（経営経済学）の学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、本学に学位論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者に対し、博士（経営経済学）の学位を授与することができる。

3 学位の授与に必要な事項は、別に定める。

第8章 入学、休学、復学、留学、転学、退学及び除籍

（入学の時期）

第2.5条 入学の時期は、毎年4月とする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認められる場合には、10月とすることができる。

（入学資格）

第2.6条 博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法（昭和2年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 大学に3年以上在学し、研究科教授会の意見を徵した上で、所定の単位を獲得した成績をもつて修得したものと学長が認めた者
 - (6) その他研究科教授会の意見を徵した上で、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

する。

（1）修士の学位を有する者

- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他研究科教授会の意見を徵した上で、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると学長が認めた者

（入学者の志願）

第2.7条 本学大学院に入学を志願する者は、入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

（入学者の選考）

第2.8条 入学者の選考は、別に定めるところにより、これを行う。

（入学手続及び入学許可）

第2.9条 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学料及びその他の納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（入学許可の取消し）

第3.0条 前項第1項の提出書類に虚偽又は不正があった場合には、入学の許可を取り消すことがある。

（休学及び復学）

第3.1条 休学の理由が生じたときは、学生証を添え、休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 休学期間は、1学期以内とする。ただし、特別の理由があると認められる場合には、引き継ぎ休学を許可することができる。

3 休学期間は、博士前期課程にあっては通算して2年、博士後期課程にあっては通算して3年を超えることができない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

5 休学期間に中その理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

（留学）

第3.2条 外国の大大学院で学修することを希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 第1.9条第2項の規定は、前項の留学の場合に準用する。

3 第1項の留学期間は、第2.1条第1項及び第2.2条第1項に定める修了要件となる在学期間に算入することができる。

（転学等）

第3.3条 他の大学院への入学又は転学をしようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(転入学)

第3.4条 他の大学院から本学大学院への転入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科教授会の意見を徴し、学長がこれを許可することがある。

2 転入学を許可された者の既に履修した授業科目について修得した単位数及び在学すべき年数の認定は、研究科教授会の意見を徴した上で、学長が行う。

(編入学)

第3.5条 本学大学院への編入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科教授会の意見を徴し、学長がこれを許可することがある。

2 編入学を許可された者の既に履修した授業科目について修得した単位数及び在学すべき年数の認定は、研究科教授会の意見を徴した上で、学長が行う。

(退学及び再入学)

第3.6条 やむを得ない理由により本学大学院を退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により本学大学院を退学した者が、再入学を願い出たときは、選考の上、研究科教授会の意見を徴し、学長がこれを許可することがある。

3 再入学を許可された者の既に履修した授業科目について修得した単位数及び在学すべき年数の認定は、研究科教授会の意見を徴した上で、学長が行う。

(除籍)

第3.7条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科教授会の意見を徴した上で、学長が除籍する。

- (1) 第6条第2項に定める在学年限(長期履修学生にあつては第7条第2項に定める在学年限)を超えた者
- (2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (3) 督促を受けてもなお履修届を提出しない者
- (4) 成業の見込みのない者
- (5) 第3.1条第3項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

第9章 賞罰

(表彰)

第3.8条 学生として表彰に値する行為があつた者は、研究科教授会の意見を徴した上で、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第3.9条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科教授会の意見を徴した上で、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対するものであると認められる者。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他の学生としての本分に著しく反した者

第1.0章 科目等履修生、聽講生、特別聽講学生及び研究生

(科目等履修生)

第4.0条 本学の学生以外の者で1又は複数の科目を履修しようとするものがあるときは、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、単位を与えることができる。

(学部学生の本学大学院における授業科目の履修)

第4.1条 研究科長は、本学の学部の3年次又は4年次に在籍する学生で、一又は複数の科目を履修しようとするものがあるときは、あらかじめ学部長と協議の上、本学の学部及び本学大学院の双方において教育上支障がないと認められる場合に限り、本学大学院の授業科目を履修させることができる。

(聽講生)

第4.2条 本学の学生以外の者で1又は複数の科目を聽講しようとするものがあるときは、科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別聽講学生)

第4.3条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、当該大学院との協議に基づき、本学大学院において授業科目を履修しようとするものがあるときは、特別聽講学生として入学を許可することができる。

(研究生)

第4.4条 本学大学院の教員の指導を受けて特定の専門分野を研究しようとする者があるときは、本学大学院の教育研究に支障のない範囲において、選考の上、研究生として入学を許可することができます。

2 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を延長することができる。

(科目等履修生等に関する事項)

第4.5条 科目等履修生、聽講生、特別聽講学生及び研究生に關し必要な事項は、別に定める。

第1.1章 授業料等
(授業料等の徵収)

第4.6条 入学検定料、入学料、授業料及び学位論文審査手数料の徵収については、公立大学法人青森公立大学授業料等規程(平成21年規程第4号)の定めるところによる。

第1.2章 公開講座

(公開講座)

第47条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学大学院に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する事項は、別に定める。

第13章 雜則

(委任)

第48条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関する必要な事項は、学長が定める。

附 則
(施行期日)
(経過措置)

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）前において、公立大学法人青森公立大学の設立に伴う関係規則の整理に関する規則（平成21年青森地域広域事務組合規則第1号）による廃止前の青森公立大学大学院学則（平成8年青森地域広域事務組合規則第2号）の規定（次項各号の規定によりその例によることとされたものも含む。）に基づきなされた履修、入学の許可、休学、留学その他の行為で、当該行為に係る者が施行日以後に本学大学院に在籍することとなる場合における当該行為は、この学則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

3 この学則の規定は、平成19年度以後に入学した者について適用し、その他の者で施行日以後に本学大学院に在籍することとなるものに係る学則の適用については、次各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 平成16年度までに入学した者及び同年度までに入学し、平成17年度以後に再入学した者 青森公立大学大学院学則の一部を改正する規則（平成17年青森地域広域事務組合規則第2号）による改正前の青森公立大学大学院学則の規定の例による。

(2) 平成18年度までに入学した者及び同年度までに入学し、平成19年度以後に再入学した者 青森公立大学大学院学則の一部を改正する規則（平成19年青森地域広域事務組合規則第3号）による改正前の青森公立大学大学院学則の規定の例による。

附 則
(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第15号）

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第21号）

(施行期日等)

この学則は、平成31年4月1日から施行し、平成32年4月1日に入学する者から適用する。

青森公立大学学位規程

平成21年4月1日
規程第117号

改正 平成23年 3月規程第 3号
改正 平成27年 3月規程第 5号
改正 平成28年 3月規程第 7号

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項、青森公立大学学則（平成21年規程第1号）第19条第4項及び青森公立大学大学院学則（平成21年規程第3号。以下「大学院学則」という。）第24条第3項の規定に基づき、青森公立大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関する事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院博士課程の前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院博士課程の後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与する。

(研究科在学者の学位論文の提出)

第4条 研究科に在学する者（以下「在学者」という。）が学位論文（大学院学則第21条及び第22条に定める修士論文、研究調査及び博士論文をいう。以下同じ。）の審査を受けようとするときは、別に定める学位論文審査に学位論文を添え、指定

の期日までに研究科長を経て学長に提出しなければならない。

2 学位論文は、博士前期課程にあつては1年以上（大学院学則第21条第1項ただし書の規定の適用を受ける者については、所定の期間以上）、博士後期課程にあつては2年以上（大学院学則第22条第1項ただし書の規定の適用を受ける者については、所定の期間以上）在学し、所定の単位を修得した者又は修得できる見込みである者でなければ提出することができない。

3 博士論文の審査を受けようとする者は、学位論文執筆認定審査及び予備審査に合

格しなければならない。

4 前項の学位論文執筆認定審査及び予備審査については、別に定める。

（学位論文）

第5条 学位論文は、一編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 学位論文の審査のため必要があるときは、学位論文の副本若しくは訳文等を提出させ、又は学位論文の内容について説明を求めることができる。

3 受理した学位論文及び納入された学位論文審査手数料は、返還しない。

（審査委員会）

第6条 学位論文の審査及び最終試験は、研究科教授会において審査委員会を設けて行う。

2 審査委員会は、研究指導を担当する教授のうちから研究科教授会が選出する主席1名及び研究科の授業科目を担当する教員のうちから研究科教授会が選出する副査2名の審査委員をもつて組織する。

3 研究科教授会は、学位論文の審査に当たり必要があると認める場合には、研究科以外の本学教員又は他の大学、研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（最終試験）

第7条 博士前期課程における最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連する科目について、口述又は筆記により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、博士前期課程においては、研究科教授会は、修得した単位の成績評価の審査をもつて、最終試験に代えることができる。

3 前項の成績評価による合格者は、必修科目の単位をすべて修得し、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者とする。

（1）修士論文を選択した者

以上（うち必修科目及び選択必修科目は12単位以上）

（2）研究調査を選択した者

以上（うち必修科目及び選択必修科目は12単位以上）

4 博士後期課程における最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連する事項について、口述により公開で行うものとする。

（博士後期課程を経ない者の学位論文の提出）

第8条 第3条第4項の規定に基づき授与される博士の学位を申請しようとする者が、学位論文の審査を受けようとするときは、別に定める学位論文審査願に学位論文、論文要旨、履歴書、業績・覽りリスト及び学位論文審査手数料を添え、研究科教授会の承認を受けて、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

（博士後期課程を経ない者の論文審査及び試験）

第9条 学長は、前条の規定による学位論文の提出があったときは、研究科長にその

審査を付託し、研究科長は、学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。

2 第6条及び第7条の規定は、前項の学力の確認

(博士後期課程を経ない者の学力の確認)

第10条 第8条の規定による学位論文の提出があったときは、研究科教授会は、当該学位論文を提出した者の学力の確認を行う。

2 学力の確認は、口述又は筆記による試験の結果に基づいて行うものとする。ただし、研究科教授会は、学位論文提出者の学歴、業績等の審査により学力の確認を行い得る場合は、試験を省略することができる。

(審査期間)

第11条 在学者の学位論文の審査及び最終試験は、在学期間に終了するものとする。

2 第3条第4項の規定により学位の授与を申請した者の学位論文の審査及び最終試験並びに学力の確認は、第8条の規定により学位論文等が学長に提出された日から1年以内に終了するものとする。ただし、研究科教授会において、特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(審査委員会の報告)

第12条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験が終了したときは、その結果を文書で研究科教授会に報告しなければならない。

(審査結果の認定)

第13条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、学位論文の審査及び最終試験の合否を認定する。

2 前項の認定をするには、研究科教授会の構成員の3分の2以上出席を必要とし、かつ、出席者の3分の3以上の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

第14条 研究科教授会において前条の認定をしたときは、研究科長は、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第15条 学長は、第3条第1項に規定する者には、別に定める学士の学位記を授与する。

2 学長は、前条の報告に基づいて、修士又は博士の学位を授与すべきものと決定した者には別に定める学士の学位記を授与し、学位を授与する。

3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から1年以

内に、当該学位に係る論文の内容の要旨及び論文審査結果の要旨を公表する。

(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内にその論文を印刷公表しなければならない。ただし、既に印刷公表しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、研究科教授会の承認を得て、当該論文の全文に代えてその内容を要約したもの又はその一部を印刷公表することができる。

(学位の名称使用)

第18条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、青森公立大学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第19条 学長は、修士及び博士の学位を授与された者が次の各号のいずれかに該当する場合には、研究科教授会の意見を徴した上で、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 名誉を汚す行為があつたとき。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による議決について準用する。

(その他の)

第20条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前において、学則第8条、第13条及び別表改正に伴う経過措置に関する規程等を廃止する規程(平成21年青森公立大学規程第2号)による廃止前の青森公立大学学位規程(平成9年4月1日施行)の規定(次項の規定によりその例によることとされたものを含む。)に基づき授与された学位は、この規程の規定に基づき授与されたものとみなす。

3 この規程は、平成19年度以後に入学した者について適用し、平成18年度までに入学し、継続して在学する者及び同年度までに入学し、平成19年度以後に再入学した者に係る学位の授与については、青森公立大学学位規程及び青森公立大学大院修修規程の一部を改正する規程(平成19年青森公立大学規程第5号)による改正前の青森公立大学学位規程の規定の例による。

附 則（平成23年規程第3号）

(施行期日) 平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第15号）

(施行期日) この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第7号）

(施行期日) この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 この規程は、平成28年度以降に入学した者及び平成27年度までに入学した者に適用する。
- 2 この規程は、平成28年度以降に入学した者及び平成27年度までに入学した者に適用する。

青森公立大学大学院学位論文審査等に関する要綱

平成21年4月1日制定

改正 平成22年 3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森公立大学大学院学則（平成21年規程第3号。以下「大学院学則」という。）及び青森公立大学学位規程（平成21年規程第117号。以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、学位論文の審査等に關し必要な事項を定めるものとする。

(修士論文又は研究調査の選択)

第2条 博士前期課程において学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を受ける者は、課題研究指導の履修登録を行った上、修士論文又は大学院学則第21条第2項に規定する研究調査（以下「修士論文等」という。）の選択の別及び研究テーマを春学期中に届け出で、研究科教授会の承認を得なければならない。

(修士論文等の審査委員会の設置)

第3条 研究科教授会は、前条の規定による届出を受け、修士論文等の審査を行つた後、当該修士論文又は研究調査ごとに学位規程第6条に規定する審査委員会を春学期中に設置するものとする。

(修士論文等の中間報告会)

第4条 研究科は、修士論文等の中間報告会を秋学期期に行うものとする。

(修士論文等の提出)

第5条 必要な研究指導を受け修士論文等の審査を願い出る者は、学位論文審査願に修士論文等を添え、1月中旬までに研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(学位論文執筆認定審査)

第6条 博士後期課程に在学する者（以下「在学者」という。）で学位論文の審査を受けようとするものは、学位論文執筆認定審査（以下「認定審査」という。）に合格しなければならない。ただし、博士後期課程3年次に編入し、学位論文の審査を受けようとする者の認定審査は、編入学試験もつてこれに代えることができる。

2 在学者は、博士後期課程2年次から認定審査の申請をする（以下「認定審査申請者」という。）は、演習1・4単位並びに修了要件に求められる特定研究科目及び総合演習科目の6単位を成績評価A又はBで修得していなければならない。

3 認定審査の申請をする者は、博士後期課程2年次から認定審査の申請をする（以下「認定審査申請者」という。）は、演習1・4単位並びに修了要件に求められる特定研究科目及び総合演習科目の6単位を成績評価A又はBで修得していなければならない。

4 認定審査申請者は、学位論文の骨子を記載した研究計画書及び研究計画書の準備状況を示す学会報告、関連論文の投稿その他の資料（次条において「研究計画書等」という。）を提出しなければならない。

5 前項の研究計画書は、論文題名、論文テーマ、既存研究の状況、研究方法、分析

の過程、予想される結論等について記述しているものでなければならない。

(学位論文執筆認定審査委員会)

第7条 研究科教授会は、前条第4項の研究計画書等に基づき、論文執筆計画の妥当性を審査するため、学位論文執筆認定審査委員会（以下「認定審査委員会」という。）を設置する。

2 認定審査委員会は、認定審査申請者の研究指導を担当する教員を主査とし、当該教員を含む研究科教員3名をもつて組織する。

3 認定審査の申請の受付は、4月及び10月に行い、認定審査委員会は、申請の受付から2月以内に当該認定審査を終了するものとする。

(予備審査)

第8条 在学者で認定審査に合格し、学位論文の審査を受けようとするものは、予備審査に合格しなければならない。

2 在学者は、博士後期課程3年次から予備審査の申請をすることができる。

3 予備審査の申請をする者（以下「予備審査申請者」という。）は、学位論文の予備稿及び当該予備稿に係る学会報告、関連論文の投稿その他の資料（次条において「予備稿等」という。）を提出しなければならない。

(予備審査委員会)

第9条 研究科教授会は、前条第3項の予備稿等に基づき、学位論文の審査委員会の設置についてその適否を審査するため、予備審査委員会を設置する。

2 予備審査委員会は、予備審査申請者の研究指導を担当する教員を主査とし、当該教員を含む研究科教員3名をもつて組織する。

3 予備審査の申請の受付は、4月及び8月に行い、予備審査委員会は、申請の受付から3月以内に当該予備審査を終了するものとする。

4 予備審査委員会は、必要に応じて予備審査申請者から説明を求めることができる。

(単位取得退学者)

第10条 学位規程第11条ただし書の別に定める退学時の要件を満たす者は、学位論文として認定されなかつた論文を修正した後、再提出し、当該論文が研究科教授会において博士課程単位取得論文として認定され退学した者をいう。

(在学者の学位論文の提出)

第11条 在学者は、認定審査及び予備審査に合格し、次に掲げる要件のいずれをも満たしている場合に限り、学位論文を提出することができます。

（1）学会（予稿集又は学会報告集のあるものに限る。）で報告を1回以上行っていること。

（2）レフェリー付き専門誌等への学術論文を1編以上発表していること（掲載予定を含む。）。

2 前項の学位論文は、英文の要約を添えて、8月又は12月に提出するものとする。

(博士後期課程を経ない者の学位論文の提出等)

第12条 学位規程第8条に規定する学位論文は、随時提出することができる。

2 研究科教授会は、前項の規定により学位論文の提出があったときは、当該学位論文の受理の可否について審査を行うものとする。

(博士後期課程を経ない者の学位の確認)

第13条 研究科教授会は、学位規程第10条に規定する学力の確認を行ったため必要があると認めるときは、学位論文を提出した者に研究業績資料を提出させることができる。

(審査要旨及び学位論文の公表)

第14条 学位規程第17条及び第18条に規定する審査要旨及び学位論文の公表は、青森公立大学の紀要及び研究叢書発刊規程（平成21年規程第134号）第2条第1項に規定する青森公立大学経営学研究において行うことができる。

(学位論文の保管)

第15条 学位論文は、青森公立大学図書館に保管する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日前において、青森公立大学地域研究センター奖学寄附金取扱要綱等を廃止する要綱（平成21年4月1日実施）による廃止前の青森公立大学大学院学位論文審査等に関する要綱（平成19年4月1日実施）の規定に基づきなされた学位論文の審査に関する手続その他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則 (平成22年3月31日)

(実施期日)

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

青森公立大学大学院学則第24条第2項に定める博士學位論文の審査等に関する要綱

平成24年3月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森公立大学大学院学則（平成21年規程第3号。以下「大学院学則」という。）および青森公立大学学位規程（平成21年規程第117号。以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、「大学院学則」第24条第2項及び「学位規程」第3条第4項に定める博士學位論文（以下「論文博士學位論文」という。）の審査等に関する必要な事項を定める。

(論文博士學位論文の審査及び最終試験)

第2条 論文博士學位論文の審査及び最終試験は、「学位規程」第9条第2項（第6条及び第7条の規定は、前項の学位論文の審査及び最終試験に準用する）に基づいて行う。

2 論文博士學位論文の審査は、予備審査と本審査の2段階とする。

(1) 予備審査の審査委員会（以下、「予備審査委員会」という。）は、研究科教授会が選出する主査1名及び副査2名をもって組織する。このうち、主査は、大学院博士後期課程において「演習Ⅰ・Ⅱ（論文作成研究指導）」を担当する教員とする。副査については大学院博士後期課程の授業を担当する専任教員であることを必要とする。

(2) 本審査の審査委員会（以下、「本査委員会」という。）は、研究科教授会が選出する主査1名及び副査2名、ならびに研究科教授会で承認された研究科の専任教員以外の本審査委員2名の計5名をもって組織する。このうち、主査は、大学院博士後期課程において「演習Ⅰ・Ⅱ（論文作成研究指導）」を担当する教員とする。副査については大学院博士後期課程の授業を担当する専任教員であることを必要とする。

3 論文博士學位論文審査の最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連する事項について、公開で行う。

(予備審査)

第3条 論文博士學位論文の本審査を受けようとする者は、予備審査に合格している者でなければならない。

2 予備審査の申請をする者（以下「予備審査申請者」という。）は、別に定める学位論文予備審査手数料に学位論文3通、日本文ならびに英文の論文要旨、履歴書、業績一覧リスト及び予備審査手数料を添え、研究科教授会の承認を受けて、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。論文要旨、履歴書、業績一覧リストの様式、ならびに予備審査手数料の額は別に定める。

3 前項の学位論文は、国際標準図書番号（ISBN）を付された市販の単著であるとと

ても、申請時ににおいて発行日から5年以内のものとする。

- 4 第2項の学位論文に加えて、予備審査における参考として他の論文（以下「副論文」という。）を添付することができます。副論文を添える場合は、別に論文目録（様式自由）を作成したうえで、各3通を提出することとする。
- 5 予備審査の申請は、隨時受け付ける。

- 6 受け付けた学位論文及びその他の書類、ならびに予備審査手数料は、返還しない。
第4条 学長は、前条の規定にある学位論文の提出があったときは、研究科長にその審査を託し、研究科長は、学位論文の予備審査を行う。
- 7 予備審査委員会は、申請の受付から3か月以内に当該予備審査を終了し、終了後最初の研究科教授会に予備審査の合否を文書で報告する。当該文書の様式は別に定める。

- 2 予備審査委員会は、必要に応じて予備審査申請者から説明を求めることができる。
- 3 予備審査の結果は、研究科教授会での報告後速やかに、申請者宛に通知する。

(本審査)

- 6 第4条の予備審査に合格した者に限り、本審査の申請をすることができる。
- 7 本審査の申請をする者は、別に定める学位論文本審査題に学位論文2通を、本審査手数料をそえ、研究科教授会の承認を受けて、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。本審査手数料の額は、別に定める。

- 2 本審査の申請は、随时受け付ける。
- 3 本審査の結果は、研究科教授会は、本審査申請者の学力の確認を行なう。
- 4 受け付けた学位論文、ならびに本審査手数料は、返還しない。

- 7 本審査の申請があつたときは、研究科教授会は、本審査申請者の学力の確認を行なう。
- 8 前条による学力の確認を経て、第6条の申請を受理したときは、学長は、研究科長にその審査を付託し、研究科長は、第3条の学位論文等および第6条の学位論文等に基づき、学位論文の本審査及び最終試験を行う。

- 9 本審査委員会は、第6条における提出日から9か月以内に当該本審査を終了する。ただし、特別の事情があり、研究科教授会が承認した場合は、審査期間を1年を限度に延長できる。
- 2 本審査委員会は、本審査及び最終試験が終了したときは、その結果を文書で、本審査終了後最初の研究科教授会に報告しなければならない。当該文書の様式は別に定める。

(本審査結果の認定)

- 10 条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、論文博士學位論文の審査及び最終試

験の合否を認定する。

- 2 前項の認定をするには、研究科教授会の構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

- 第11条 研究科教授会において前条の認定をしたときは、研究科長は、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第12条 学長は、前条の報告に基づいて、論文博士の学位を授与すべきものと決定した者には別に定める学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

2 学位記の授与は、学長が前条の報告を受けた後、最初に行われる学位記授与式において行う。

3 本条の規定により論文博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査結果の公表・学位論文の公表・学位の名称使用・学位授与の取消し)

第13条 審査結果の公表・学位論文の公表・学位の名称使用・学位授与の取消しについては、学位規程第17条、第18条、第19条、第20条を準用する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、博士学位論文の審査等に關し必要な事項は別に定める。

附
則

(実施期日)

この要綱は、平成24年3月1日から実施する。